

食品安全委員会（第931回会合）議事概要

日 時:令和6年2月27日（火） 14:00～15:11

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般7名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 7品目
エトフェンプロックス
フルオキサストロビン
ヘキサコナゾール
ベンチアバリカルブイソプロピル
ペンチオピラド
マンデストロビン
メタフルミゾン
- ・農薬及び動物用医薬品 1品目
テフルベンズロン

→厚生労働省から説明。

農薬「フルオキサストロビン」、「ヘキサコナゾール」、「ベンチアバリカルブイソプロピル」、「メタフルミゾン」並びに農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「フルオキサストロビンの許容一日摂取量（ADI）を0.015 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「ヘキサコナゾールのADIを0.0047 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「ベンチアバリカルブイソプロピルのADIを0.069 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「メタフルミゾンのADIを0.12 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「テフルベンズロンのADIを0.021 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

農薬「エトフェンプロックス」については農薬第三専門調査会、
農薬「ペンチオピラド」については農薬第四専門調査会、
農薬「マンデストロビン」については農薬第五専門調査会において審議することとなった。

・動物用医薬品 1品目

モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）

→農林水産省から説明。

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「LEU-No. 4株を利用して生産されたL-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について

・「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針改正案への反映を評価技術企画ワーキンググループに依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・汚染物質「カドミウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、汚染物質等専門調査会におけるものと同じ結論、「カドミウムの耐容週間摂取量を7 µg/kg体重/週とする。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(5) 令和5年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和6年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果(案)について

→担当の協委員及び事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

(6) 令和6年度食品安全確保総合調査課題(案)について

→担当の協委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。

(7) その他

・農薬3品目「フェリムゾン」「プロスルホカルブ」及び「ペントキサゾン」を調査審議する専門調査会の指定について

→山本委員長から報告。

農薬「フェリムゾン」については農薬第五専門調査会、農薬「プロスルホカルブ」については農薬第三専門調査会、農薬「ペントキサゾン」については農薬第四専門調査会において、調査審議するよう指定したことが報告された。